解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年一月十二日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

福井県越前市北府二丁目二番八号
北府北部土地区画整理組合
代表清算人　三山　直巳

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

長野県飯山市大字飯山一一一〇番地の一号
財団法人飯山市振興公社
代表清算人　石田　正人

配当公告

北海道岩見沢市一〇条西二二丁目四番地三
破産者　有限会社ホンダ・パーク道央

右の者に対する札幌地方裁判所岩見沢支部平成二十年（フ）第九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金八九、七五七、九五六円

一、配当をすることができる金額
金一一、二二五、〇一六円

平成二十二年一月二十八日

札幌市中央区北大通西九丁目ジブラルタ生命札幌ビル二階　破産管財人　坂口　唯彦

配当公告

横浜市金沢区鳥浜町一二番一一
破産者　株式会社シエナ・テクノ・クラフツ

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十年（フ）第二六六六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三九四、六六五、七七二円

一、配当することのできる金額
金四八、一三二、一七三円

平成二十二年一月二十八日

横浜市中区翁町一丁目四番一二号井上法律事務所　破産管財人　伊澤　一美

配当公告

岐阜県美濃市上野一一八番地
破産者　オオタ衛材株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金六、一一一、九九九円
一般債権　金一、〇四七、四五一、一四〇円

一、配当することのできる金額
優先債権　金六、一一一、九九九円
一般債権　金二六、九九二、四二一円

平成二十二年一月二十八日

岐阜市今小町三番地
破産管財人　足立　洋

配当公告

松山市堀江町甲一六六三番地
破産者　亡平田重利相続財産

右の者に対する松山地方裁判所平成二十一年（フ）第三二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金九三、七五四、六一五円

一、配当することのできる金額
一般債権　金一二、〇八六、六九九円

平成二十二年一月二十八日

松山市千舟町四丁目五番地二平成ビル四階
破産管財人　山下　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区西岡二条八丁目五番、最後の住所札幌市白石区栄通八丁目三番二七号レジデンス谷口四〇五号
被相続人　亡　三野ちえ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

札幌市中央区大通西一二丁目四番地札幌大通ビル七階パークフロント法律事務所
相続財産管理人弁護士　林　眞紀世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立川一丁目一番地の一、最後の住所群馬県みどり市笠懸町西鹿田二五六番地一
被相続人　亡　志賀　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二　三階
相続財産管理人　弁護士　久保田寿栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区谷津町一七〇番地三、最後の住所横浜市金沢区釜利谷東三丁目四番三六―五〇三号
被相続人　亡　土橋　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一　関内ＳＴビル五階
相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市矢水町四五五番地、最後の住所富山県小矢部市鷲島七〇番地一
被相続人　亡　西永　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

石川県金沢市尾張町一丁目五番二五号　敦賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　敦賀　彰一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区真砂町一五三番地、最後の住所静岡市清水区真砂町一番四九号
被相続人　亡　森田　佳行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

静岡市葵区呉服町一丁目一番一四号
相続財産管理人　弁護士　増田　英行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡山城町大字椿井小字三階七番地、最後の住所京都府相楽郡加茂町大字河原小字帰虎二八番地の一
被相続人　亡　井上　久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市飯山町東坂元五三〇番地五、最後の住所兵庫県神戸市中央区二宮町四丁目二一番三―一〇〇一号
被相続人　亡　松永　敏裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

神戸市中央区三宮町二丁目一一番一号センタープラザ西館五〇一神戸中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　孝洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町二一九〇番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田二〇九七番地の六
被相続人　亡　三木　剛次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十八日

和歌山県田辺市末広町一二番一九号
相続財産管理人　山本　栄二